

# 建設工事等における情報共有システム活用の試行に係る運用マニュアル

令和元年9月27日  
農政水産部農村計画課

(趣旨)

第1 このマニュアルは、建設工事等における情報共有システム活用試行要領（令和元年9月27日農政水産部農村計画課定め。以下「試行要領」という。）を補完するものである。

(情報共有システム)

第2 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページ（※）に掲載されているASPベンダーのものとする。

※ [http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

## 2 利用環境

### (1) 通信回線の確認

現場代理人及び監理技術者、主任技術者（以下「現場代理人等」という。）は、現場事務所におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。

工事書類は図面や写真などを含むことから基本的に大容量（1ファイルの容量は、最大10MBを目安とする。）となるため、情報共有システムの利用にあたっては高速通信回線が必要となる。特に、ファイルをアップロードする場合の回線速度（上り回線の速度が5Mbps）を確認すること。

### (2) 対応OSの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるオペレーティングシステム（Windowsなど）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

### (3) 対応パソコンの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

### (4) 対応WEBブラウザの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるWEBブラウザ

(Internet ExplorerやFirefoxなど) 及び発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか確認すること。

### 3 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代理人」、「監理（主任）技術者」、発注者においては「総括監督員」、「主任監督員」とする。

ただし、これによりがたい場合は、協議により決定できるものとする。

### 4 情報共有システム利用上の留意点

ID・パスワードが第3者に渡ると、工事帳票の漏洩や改ざんなどの恐れがあるため、利用者は、ID・パスワードの管理を徹底すること。

(工事帳票)

第3 情報共有システムで共有する書類は、「農業土木工事施工管理の統一事項(H30.4(R2.4改定))」によるものとする。

なお、対象書類は表1のとおりとし、受発注者協議により決定するものとする。また、表1以外の書類についても、協議により決定できるものとする。

表1

1 工事打合簿	5 工事履行報告書
2 材料確認書	6 休日及び夜間作業届
3 段階確認書	7 その他（要監督員協議書類）
4 現地調査・立会書	

### 2 電子署名・電子押印

情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

### 3 成果品

成果品は紙媒体とし、農業土木工事の技術基準（平成30年4月（令和2年4月改定）宮崎県農政水産部）に基づくものとする。

ただし、電子納品対象工事である場合は、「工事写真及び工事完成図の電子納品試行要領」によるものとし、情報共有システムで共有した書類は、工事写真及び工事完成図が納められる媒体とは別媒体とし、電子納品ができるものとする。

その際、工事帳票を納める電子成果品の仕様については、「工事写真及び工事完成図の電子納品の試行に係る運用マニュアル」によるものとし、フォルダ構成は任意とする。

(情報共有システム内のデータ)

第4 完成検査の終了後、受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、データを保管し、作業終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するものとする。

発注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認すること。

(セキュリティ対策)

第5 情報共有システムの使用に必要となるID・パスワードについては、利用者のみが知り得るものとし、それ以外の第三者へ漏洩しないよう管理を徹底すること。

2 情報共有システムを使用する端末のウィルス感染を防ぐため、ウィルス対策を行っている端末を使用すること。

3 共有データのウィルス感染が発覚した場合は、速やかに受発注者間で報告及び対策を行うこと。

(その他)

第6 このマニュアル及び試行要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

このマニュアルは、令和元年10月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和2年10月1日から施行する。